

# 入居者募集案内

◇随時受付中◇

---

この募集は兵庫県住宅供給公社が建設した伊丹鴻池住宅のうち、伊丹市が管理している第1・第3・第5団地4棟分の空家について、期間を設けず先着順で受付するものです。

そのため、希望する空家が無い場合もありますので、予めご了承ください。

---

申込期間と申込から入居まで	P 1
申込（入居）資格	P 2
入居契約に必要な書類	P 3
ご承知おきいただく事項	P 4
申込についての留意事項	P 5
募集団地の概要	P 6
申込用紙の書き方	P 7

伊丹市 住宅政策課

TEL 072-784-8069

## 申込期間と申込から入居まで

### ◆申込期間

#### 随時受付中

※先着順受付につき空家が無い場合は申込みができません。予めご了承ください。

### ◆申込から入居まで

#### ●申込及び入居資格の確認

所定の申込書に必要事項をご記入のうえP3の入居契約に必要な書類を伊丹市住宅政策課へ持参してください。提出していただいた書類を基に入居資格の確認を行います。

※審査の結果、入居できない場合があります。

#### ●賃貸借契約の締結・敷金及び家賃等の払込

市と入居者で「賃貸借契約」を締結します。(連帯保証人必要)

なお、これらに必要な契約関係書類は資格審査後にお渡しします。

また、敷金及び家賃等の納入方法についてもお知らせします。

#### ●契約・入居（鍵渡し）

契約書等の提出、敷金等の払込後、鍵の引き渡しを行います。

契約日より20日以内に入居申込書に記載しているすべての方に入居していただきます。

婚約者との申し込みの場合は、3か月以内に入籍することを条件に入居していただきます。

正当な理由がなく期間内に入居されないときは、辞退とみなします。

## 申込(入居)資格

次の①～⑧のすべての項目に該当していることが必要です。

- ① 単身または同居する親族(※1)がある方。  
ただし、友人や会社の同僚等の親族以外の方との同居はできません。
- ② 日本国籍または外国籍の方で住民基本台帳に記載されている方。
- ③ 現在、住宅に困窮されている方。(持ち家のある方は、伊丹市が指定する入居時までには持ち家を処分できることが必要です。)
- ④ 月収(税引前の総支給額。※2)が家賃の4倍以上ある方。(入居しようとする親族に収入がある場合は、申込者の収入と合算することができます。合算した金額が月収以上であれば申込資格はありますが、申込者本人の月収が3分の2以上であることが必要です。)  
家賃 35,300円(A1棟)⇒月収141,200円以上  
36,100円(A2棟)⇒月収144,400円以上  
41,400円(A3棟、A4棟)⇒月収165,600円以上
- ⑤ 市が指定する入居日に申込書記載の家族全員が入居できる方。
- ⑥ 円満な共同生活を営める方。
- ⑦ 市が定める一定の条件を満たす連帯保証人がある方。
- ⑧ 申込者及び同居者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員)でないこと。

### (※1) 同居する親族とは

上記①の同居できる親族は次のいずれかの方となります。

- (1) 親子
- (2) 配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む。)
- (3) 婚約者(契約日から3か月以内に入籍届を提出していただける方。)
- (4) 兄弟姉妹
- (5) 扶養する義務のある親族

### (※2) 月収とは

ア 給与所得者の場合(源泉徴収票でご確認下さい。)

前年度の総支給額(税金、社会保険料、賞与等を含む金額)の12分の1

イ 事業所得者(個人経営の事業主等)の場合(確定申告書でご確認下さい。)

前年度の年間所得(必要経費等控除)の12分の1

ウ 恩給・年金等受給者の場合(支給通知はがき等でご確認下さい。)

年間支給額の12分の1

※ 新規採用・新規開業等で過去1年間所得があった月数が12か月に満たない場合は合計金額をその月数で割った額とします。

※ 旅費・生活保護の各種扶助料、失業給付金、労災保険の各種保険金、遺族年金、障害年金等の非課税所得及び一時的な所得等は収入としません。

## **入居契約に必要な書類**

申込時点においては必要ありませんが、契約時に次の書類を提出していただきますので、あらかじめご承知おきください。

### **◆申込本人及び同居家族の必要書類**

#### **【全世帯にご提出いただく書類】**

① 申込書に記載された入居者全員の住民票（続柄が記載されたもの）

※婚約で申込まれた方はお互いの現在の世帯全員・続柄が記載されている住民票

② 申込本人の所得証明書（収入合算される場合は、その方の収入証明書も必要です）

・ 給与収入の方

市県民税課税額証明書又は、源泉徴収票の写し

※前年分の収入金額が記載されたもの(市県民税課税額証明書は概ね6月以降に発行されます)

・ 事業収入の方

最新の市県民税課税額証明書又は、確定申告書の控えの写し（税務署の受付印のあるもの）

・ 年金収入の方

公的年金等の源泉徴収票、年金証書、年金振込通知書等最新の年金受給額が確認できる書類

③ 申込本人の印鑑登録証明書

#### **【該当する方のみ次の書類をご提出ください】**

**ア 給与支払証明書**

前年の1月2日以降に現在の事業所に採用された方は市指定書式の「給与支払証明書」により勤務先の事業所（会社）で証明を受けて下さい。

**イ 事業所得の収支明細**

前年の1月2日以降に事業を開業した方は市指定書式の「事業収入申告書」により収支を証明して下さい。

**ウ 税務署長に提出した開業届の控の写し**

前年の1月2日以降に事業を開業した方（税務署長の受領印のあるもの）

**エ 戸籍謄本**

内縁関係、婚約で申込まれた方はお互いの戸籍謄本を提出していただきます。

**オ 婚約証明書**

婚約で申込まれた方は、市が指定する日（入居《鍵渡し日》後3か月）までに入籍後の住民票を提出できることを条件に市指定書式の「婚約証明書」を提出していただきます。

## ◆連帯保証人の必要書類

### ① 所得証明書

#### ・給与収入の方

市県民税課税額証明書又は、源泉徴収票の写し

※前年分の収入金額が記載されたもの(市県民税課税額証明書は概ね6月以降に発行されます)

#### ・事業収入の方

最新の市県民税課税額証明書又は、確定申告書の控えの写し(税務署の受付印のあるもの)

#### ・年金収入の方

公的年金等の源泉徴収票、年金証書、年金振込通知書等最新の年金受給額が確認できる書類

### ② 印鑑登録証明書

※なお、提出された書類は一切お返しいたしませんので、予めご了承ください。

## ご承知おきいただく事項

### ◆家賃・敷金について

- ① 住宅の家賃については、建設年度が異なるため、住棟ごとに違いがあります。(P6をご参照ください)
- ② 敷金は家賃の3か月分を入居時に預ります。敷金は無利息とし住宅退去時に返還いたします。未納家賃及び退去時の住宅の状態により個人負担が発生した場合は、敷金から精算させていただきます。
- ③ 入居月及び退去月の家賃は各々、日割計算額といたします。

### ◆毎月の家賃のお支払いについて

- ① 家賃のお支払いは、毎月10日に当月分をお支払いいただきます。
- ② お支払い方法は、市の取扱金融機関(ゆうちょ銀行を除く)による口座振替での納付をお願いしております。

### ◆共益費について

団地内の共用施設(ポンプ室、受水槽、階段灯、散水栓等)の電気料金・水道料金及び維持管理費用として共益費が必要です。(団地入居者で自主管理していただいております。)

## ◆駐車場について

団地内の道路や空地は居住者全員の共用の場所です。市で定めた駐車場以外は、団地敷地内すべてが駐車禁止となっております。不法駐車は他の入居者に迷惑をかける行為ですから絶対にしないでください。

なお、駐車場（有料）は設置しておりますが、市の承諾を受けた方以外は駐車できません。

また、台数に限りがありますので、新規入居の方は現状ではすぐに使用できない場合があります。その場合は個人において団地外で確保してください。

## ◆ペット等について

団地内で、犬、猫、鳥などの動物を飼育することや、周辺の環境を乱しまたは他に迷惑を及ぼす行為を禁止します。

## 申込についての留意事項

- \* 申込は、1世帯1住宅に限ります。
- \* 申込は、市所定の「伊丹鴻池住宅入居申込書」を使用してください。
- \* 次のような申込書は受付できませんので十分ご注意ください。
  - ① 1世帯で2住宅以上申込んだ場合、又は婚約者同士で各々申込んだ場合。（申込のすべてが無効となります。）
  - ② 申込本人が未成年の場合。（但し、婚姻されている場合は除く）
  - ③ 収入記載の無い申込。
  - ④ 申込み資格を充足しない申込。
  - ⑤ 市所定の「伊丹鴻池住宅入居申込書」以外での申込。
  - ⑥ 記載事項の不十分なもの、判読しがたい申込。
- \* 申込書に記載された同居予定者の変更は原則としてできません。
- \* 住宅内で営業行為をする方は、申込できません。
- \* 自己所有の住宅のある方は、入居時までには処分していただかないと申込できません。
- \* 家賃滞納等のため、訴訟等で公営住宅等を明け渡した方及び現在明け渡しを請求されている方は、申込できません。

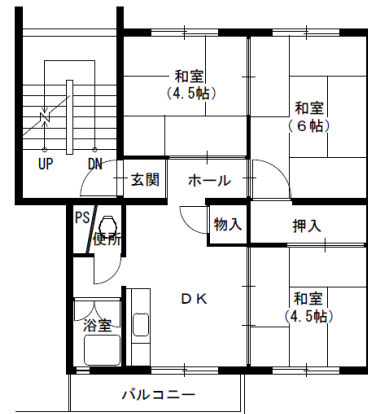
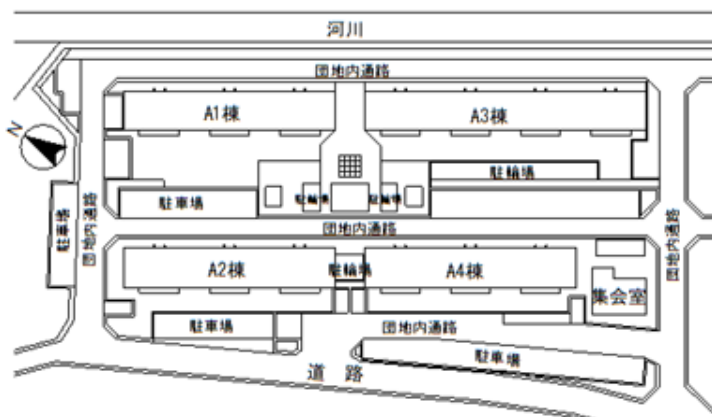
# 募集団地の概要

## (団地概要)

団地名	所在地	建設年度	構造・規模・戸数	間取り・専有面積	家賃(円/月)	敷金(円)	エレベータの有無	月収(円)
伊丹鴻池第1団地(A1)	鴻池1丁目7番1	S47	RC造 5階建 1棟 30戸	3DK 45.84㎡	35,300	105,900	無	141,200円
伊丹鴻池第3団地(A2)	鴻池1丁目7番2	S48	RC造 5階建 1棟 30戸		36,100	108,300		144,400円
伊丹鴻池第5団地(A3, A4)	鴻池1丁目7番3(A3) 鴻池1丁目7番4(A4)	S49	RC造 5階建 2棟 70戸		41,400	124,200		165,600円

※家賃及び敷金の額は平成28年11月1日現在です

## (敷地配置図及び間取図)



号室により左右反転した間取りとなります。

# 申込用紙の書き方

## 伊丹鴻池住宅入居申込書

平成 年 月 日

伊丹市長様

申込本人を含め、下記記載の入居家族全員が自ら居住すること及びこの申込書の記載事項に偽りのないことを誓約し、申込をいたします。この申込書の記載事項が事実と相違したり、または入居資格が証明できないときは申込を無効とされても異議を申しません。

なお、申込者及び同居親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約します。また本件確認のため、警察本部へ照会されることに同意します。

申込団地	伊丹鴻池住宅			申込住戸	A 2 棟 1 2 3 号室				
申込者	フリガナ	イタミ タロウ			現住所	〒664-0898 伊丹市千僧1丁目1番地 伊丹昆陽池マンション101号			
	氏名	伊丹太郎 印				電話	072-784-8069		
勤務先	名称	伊丹住宅建設(株)			結婚予定日	平成 年 月 日			
	所在地	伊丹市昆陽池1丁目1番地			現住宅	持家(自己名義・家族名義) 公営住宅・公社公団住宅 <u>民間賃貸</u> その他( )			
	電話	072-784-8069							
入居する者(4)人	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業	給与収入(年額)	事業所得(年額)	年金収入(年額)	
	伊丹太郎	本人	M・T・ <u>S</u> ・H 42・10・5	47	会社員	3,657,940			
	伊丹花子	妻	M・T・ <u>S</u> ・H 46・11・5	43	無職				
	伊丹一郎	子	M・T・S・ <u>H</u> 13・12・16	13	学生				
	伊丹和子	子	M・T・S・ <u>H</u> 23・7・5	4					
				M・T・S・H .			(小計)	(小計)	(小計)
				M・T・S・H .			合計		円(A)

世帯の合計収入金額(A)

÷ 12 =

世帯の収入月額

※太枠内には記入しないで下さい。



**(1) 申込者氏名を記入して押印してください。**

- ① 氏と名の間は、1文字分空けて記入して下さい。
- ② 現住所欄には、郵便番号、電話番号、住宅の名称、号棟、室番号まで明記して下さい。
- ③ 婚約で申込の方は結婚予定日欄に記入して下さい。
- ④ 現住宅欄には、現在居住している住宅の種類を1つ選んで○印を記入して下さい。

**(2) 勤務先について記入して下さい。**

- ① 勤務先名称、勤務先所在地、電話番号を記入して下さい。
- ② 名称については、〇〇会社、△△営業所など具体的に記入して下さい。
- ③ 事業所得の方は、勤務先名称欄に事業内容を具体的に記入して下さい。

**(3) 入居しようとする方について記入して下さい。**

- ① 入居しようとする方全員について記入して下さい。なお、申込後の家族の追加、変更は認められません。(不自然な世帯分離・合体は認められません。)
- ② 婚約者も氏名、続柄(「婚約者」と朱記のこと)、生年月日、年齢、職業等を忘れずに記入して下さい。
- ③ 職業欄には、「会社員」、「自営業」、「パート」、「アルバイト」、「公務員」等雇用形態を記入して下さい。また、専業主婦を含む無職の方は「無職」と学校等に行かれてる方は「学生・生徒・児童」と記入して下さい。

**(4) 所得の種類**

所得のある方は、所得区分にしたがって「給与」「事業等」「年金」の該当する欄に次の(5)にしたがって記入して下さい。(万一、区分を誤った場合、失格となることがありますのでご注意ください。)

**(5) 年間総収入金額、年間総所得金額(単位:円)**

- ① 給与及び年金の方は、年間総収入金額(税込み金額)を記入して下さい。  
給与の方は前年分の源泉徴収票による正確な金額を記入して下さい。  
年金の方は前年分の支給金額を記入して下さい。
- ② 事業収入の方は最新の確定申告書の所得金額合計を記入して下さい。
- ③ 前年の1月2日以降に就職(転職)または開業(転業)された方は、年間総収入金額または総所得額を推定して記入して下さい。転職、転業前の収入は関係ありませんので現在の会社などまたは、事業による収入で年額を推定して記入して下さい。
- ④ 申込本人以外の家族または婚約者などで収入がある場合には、本人と同様の要領で記入して下さい。

**(6) 暴力団員でないことの誓約及び警察本部への照会の同意**

伊丹鴻池住宅の入居者及び同居者の資格として、「暴力団員でないこと」となっています。

暴力団員でないことの誓約及び警察本部へ照会することの同意を求めます。

申込者の氏名を記入のうえ、押印してください。

(氏名の記入又は押印がない場合、この入居申込書は受付できません。)